

令和3年度第1回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会

1 日時

令和3年10月5日（火） 17時30分～17時50分

2 場所

鳥取県災害対策本部室（県庁第2庁舎3階） ※ウェブ方式による会議

3 出席者

中国電力株式会社	常務執行役員電源事業本部島根原子力本部副本部長	長谷川 千晃
	執行役員鳥取支社長兼電源事業本部島根原子力本部副本部長	斉根 剛
米子市	総務部防災安全監	佐小田 廣光
境港市	総務部防災監	黒崎 享
鳥取県	危機管理局長	水中 進一
	原子力安全対策課長	木本 達也
	原子力安全対策課参事	松尾 昌和
	原子力安全対策課参事	但馬 浩生

4 議事

島根原子力発電所に関する安全協定の改定について

5 内容

それでは定刻となりましたので、令和3年度第1回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会を開催いたします。会議は18時までを予定しております。議事の円滑な進行についてご協力いただきますようお願い申し上げます。

今回は令和3年度第1回の開催となりますので、改めて出席者の皆様にごあいさつをいただきたいと思います。出席者の役職氏名につきましては名簿でご確認をお願いいたします。

はじめに水中危機管理局長からお願ひいたします。

（鳥取県・水中局長）

鳥取県危機管理局長の水中です。今日はよろしくお願ひいたします。本日は改定協議会に参加いただきありがとうございます。

本日の改定協議会につきましては、島根原発2号機の新規制基準適合性審査の合格を受け、中国電力から安全協定の改定協議再開の申し出を受けて、再開するものと考えております。

安全協定につきましては、東日本大震災後、万が一原子力災害が起これば、鳥取県も被害を受ける可能性があるということで、鳥取県、米子市、境港市、中国電力が、平成23年12月に締結いたしました。締結に際しましては、協定運用について立地自治体と同じであるということを相互に確認した上で締結したものと考えております。

その後、県議会等から文言の差があることで改定が必要との意見もあり、平成24年11月から、安全協定第19条に基づき改定協議を開始し、途中、平成25年3月に中国電力から協定運用において立地自治体と差がないという説明を受けました。違いは文言の差のみで、運用上支障がないことを改めて確認したことから、改定協議を事実上中断してきました。

現在、改定のボールにつきましては中国電力にあると認識しております。文言の改定といえども、長期の放置は県民に不信感を与えることになり、早期の改定を求めるものでございます。安全協定の如何が再稼働判断に影響を与えるという考え方も伝えているところでございます。

今回の協定改定の協議再開に当たりましては、中国電力の誠意ある対応を求めるたいと思います。

本日はよろしくお願ひいたします。

（進行）

次に米子市の佐小田防災安全監様、お願ひいたします。

(米子市・佐小田防災安全監)

失礼いたします。皆さんこんにちは。米子市防災安全監の佐小田です。今日はこのような席をいただきまして誠にありがとうございました。

原子力防災対策につきましては、平素より大変お世話になっており、ありがとうございます。

この度はこの安全協定改定に係る協議会が再開されたこと、大変喜ばしく思っております。

これにより、安全協定の改定に向かって大きく前進できることを期待しておるところでございます。

さて、島根原発2号機につきましては、9月15日、原子炉設置変更許可、いわゆる審査合格ということになり、中国電力からの報告等、対応していただいているところです。

以前から、住民に対して丁寧に説明をということで、本市からもお願いをしているところですが、これにつきましても、住民説明会等を企画していただいている、今月中旬に当市が企画している原子力発電環境安全対策協議会による視察にもご協力をいただけるということで、大変感謝しております。ありがとうございます。

一方で安全協定の改定については、まだ返事がいただけないというところですけれども、すでに島根県側の周辺自治体に対しては改定案について説明がなされ、事前了解権は立地自治体固有の権利であるといったお話をあったということで、このことについて当市としても大変困惑しているところでございます。

原子力発電で万が一事故があった際に、被害を負うのは立地自治体も周辺自治体も同じであります。立地、周辺を区別なく適切に意見を届けることができる仕組みを作ることが必要だと考えております。

この協議会において、当市の考えを中国電力にもしっかりと理解をしていただき、安全協定の改定に向かっていければと思っております。

本日はよろしくお願ひします。以上です。

(進行)

次に境港市の黒崎防災監様、お願ひいたします。

(境港市・黒崎防災監)

本日はこのような会を開催していただきましてありがとうございます。

冒頭の水中局長の挨拶にもあったのですけれども、安全協定については、24年に申し入れをしてから2回協議会が開かれまして、その後、継続協議となっております。

先般の境港市議会も安全協定の改定を求めるという陳情が採択されまして、議会もこの問題については非常に関心が高い問題となっております。

この協議会を通じて、何かしら前進があればと考えております。

本日はよろしくお願ひします。

(進行)

次に中国電力の長谷川副本部長様、お願ひいたします。

(中国電力・長谷川副本部長)

鳥取県、米子市、境港市の皆様にはお世話になっておりまして、お礼を申し上げます。

先ほど来、お話をございますけれども、先般9月15日に設置変更許可が下りております。それを境により一層対応をお願いするところでございまして、大変ご迷惑をおかけしておりますけれども、今後は議会、あるいは地域の皆様の方へご説明に上がるようなことも考えてございますので、是非ともお取り計らいのほどよろしくお願ひ申し上げます。

今日は当社の日程の関係でこのような遅い時間の会議になりまして、大変申し訳ございません。さらには、貴重なお時間を頂戴すること、本当に感謝を申し上げます。

さて、ご要請をいただいております安全協定の改定でございますけれども、当社が具体的な検討を進めているところでございます。本日は安全協定改定にかかる協議の再開に当たり、改めて申し入れをいただくものと伺っておりますけれども、久しぶりの協議会の開催でございま

すので、当社もしっかりと対応して参る所存でございます。
どうかこれからもよろしくお願ひいたします。

(進行)

それでは議事に入ります。

本日の議事は、島根原子力発電所に関する安全協定の改定についてであります。
では最初に県の水中局長からご発言をお願いいたします。

(鳥取県・水中局長)

それでは私の方から安全協定の改定について再度確認し、申入れを行いたいと思います。

安全協定につきましては、運用上、立地自治体と同じであることは確認しておりますが、4点において差があると認識しております。これらについては、これまで改定を求めてきたところであります。

1件目は協定の6条でございますが、これは用語でございますが、施設等の重要な変更がある場合は、「計画等の報告」と鳥取県の協定はなっておりますが、これは立地自治体と同じく「事前了解」にしていただきたい。

2点目につきまして、これは11条でございますが、これも用語のお話でございますが、安全を確保するために職員を派遣し、確認する。これについては、鳥取県の協定では現地確認となっておりますが、これは現地調査に改めていただきたい。(※後で「現地調査」を「立入調査」に訂正。)

3点目でございますが、これも11条でございますが、これも用語のお話でございますが、安全確保のため特別な措置を講ずる必要があるとき、これについては中国電力に意見が言えるということで、それは「誠意をもって対応する」ということになっておりますが、これについては「措置要求」という用語に直していただきたい。

4点目でございますが、これは協定締結と同時に結んでいる協定の要綱でございますが、核セキュリティ、核物質防護に関するものでございますが、核燃料物質等の輸送計画に対する事前の連絡については、日時、経路等の詳細情報についてはもらえないことになっておりますが、これはもらえるようにしていただきたいということで、これは要綱自体を直していただきたいと。

以上について回答求めておりますので、これについて誠意ある対応をお願いしたいと思います。

続いて協定につきましては、運営においてはこれまで支障がなかったという事実がございますが、これまで中国電力の社内事情による事実ということで、長期間にわたり改定がなされてこなかったのは、県民に不信を与えてきたと思われますので、改定に誠意ある対応を望むところで、このような観点から2点ほど説明を求めることがあります。

1点目につきましては、改定が長期に渡った理由について説明いただきたいこと。

これまで支障がなかったとはいえ、協定改定を申し入れてからすでに9年近く過ぎておりますが、県民の間にもなぜという疑問が出ていると考えております。信頼を失うものであり、是非とも納得のいく回答をしていただきたいと思います。

2点目は、これは境港、米子からもございましたが、立地自治体固有の規定との発言でございます。本県側はそのような発言は説明を受けていないし聞いておりませんが、報道によればそのような説明があったと聞いております。報道によれば、事前了解については立地自治体固有の規定であり、改定ができないとの内容であったと聞いております。安全に関する発言とすれば、これは看過できないところだと思っております。こういった発言があったのであれば、その発言の趣旨について説明を求めることがあります。報道後、鳥取県の協定が立地自治体の協定と違うものではないかという疑義が県民の中で生じていないか、大変不安視しているところでございます。

県から以上2点の説明をお願いしたいと思います。

以上でございます。

(進行)

ただいま県の発言がありましたけれども、米子市、境港市の方から、改めて何かご発言ありますでしょうか。

米子市はいかがでしょうか。

(米子市・佐小田防災安全監)

今、局長がすべてお話をいただきました。

やはり回答がないということで、県民の皆さん、米子市、境港市の市民の皆さん、どうしても不信感というのがぬぐい切れないと思います。また、これからも遅くなると、どうしてなのだろうと。これは信頼性ということがあると思います。

米子市としては、やはり住民の皆さん的安全、安心、これを第一義に考えております。

その辺もありますので、重ねてになりますけれども、回答が長期間要した理由、そういうものをお答えいただければと思います。

それに伴いまして、やはり鳥取県側はまだ回答がなされないので、島根県側となぜこういった格好で対応に違いが生じているのかご説明していただければと思っております。以上です。

(進行)

ありがとうございます。

境港市いかがでしょうか。

(境港市・黒崎防災監)

先ほど米子市も言われましたけれども、島根県側とちょっと対応が異なっているっていうところが一つ、問題なのかなと考えております。

局長も言われましたけれども、事前了解のところの立地自治体固有というところの話なのですけれども、先般の議会でもこの規定について議員から質問もありまして、そこが違和感があるということで、市長が答弁をさせていただいているところです。

それとプラス、立入調査のところですけれども、原災法では立入検査ということで、周辺県の方にはそういった権限が認められているということもありますので、少なくとも立入調査を鳥取県にも認めていただければと考えています。

以上です。

(進行)

ありがとうございます。

ただいまの県及び市からの発言に関しまして、中国電力から何か発言ございますでしょうか。

(中国電力・長谷川副本部長)

どうもありがとうございました。

ただいま改めて4点の協定改定の要請と、さらには2件ご質問、確認事項がございましたので、しっかりと対応してまいりますが、一点、確認したいのですが、局長ご発言の中で、「現地調査」に文言をそろえていただきたいというご発言があったと思うのですけれども。これでよろしいですか。

(鳥取県・水中局長)

失礼しました。「立入調査」です。

(中国電力・長谷川副本部長)

承知しました。

協定改定に係るご要請、確かに幾度も、また長期間に及んでいるところでございます。私どもも今、社内で鋭意検討を重ねているところでございます。

本日、改めていただいた要請、重ねて申し上げますけれども、鳥取県、米子市、境港市と締結している安全協定の目的は、地域住民の皆様の安全の確保及び環境の保全を図るというもの

であり、これは立地自治体と周辺自治体で変わるものではございません。

当社はこうした考え方から、安全協定の内容においては、これまで立地自治体と同様の対応を行っておりますし、今後もそこは変わることはありません。また、この度の安全協定の改定につきまして、現状、安全協定の本文改定が必要だと考えてございます。また立て付けが島根県と異なるということもございます。

そうしたことから、細部の検討に時間を要していますけれども、次回協議会の場では、本日いただきましたご質問、そういったものも踏まえつつ、具体的な提案をさせていただければと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

(進行)

他に県及び市から何か発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは最後に水中局長に総括をお願いいたします。

(鳥取県・水中局長)

本日は皆さまにご参加いただき、ありがとうございました。

安全協定については運用上、差はないということは、これまで確認されているところですけれども、やはり文言の差というものが厳然としてありますので、そこについては誠意ある対応、改定について誠意ある対応を求めていきたいと思います。

本日、これまで改定を求めていたり確認について、再度認識の共有を図らせていただき、確認させていただきました。

それから、県、市の方から2点あるいは3点について今後説明をいただきたいと申し上げさせていただきました。

今後の進め方についても、次回協議会におきましては、中国電力から安全協定に対する具体的提案、先ほどのご説明では本文を改定していただくと、それも検討しているという中間の報告を受けたので、それについてはぜひお願ひしたいと思います。

今後も中国電力には誠意のある対応をお願いしたいと思います。

今後、4者で協議いたしまして、次回協議を開催したいと思います。次回協議までには是非とも回答をお願いしたいと思います。誠意ある対応についてよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

(進行)

それでは以上をもちまして、令和3年度第1回原子力島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会を閉会いたします。

本日はお忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございました。